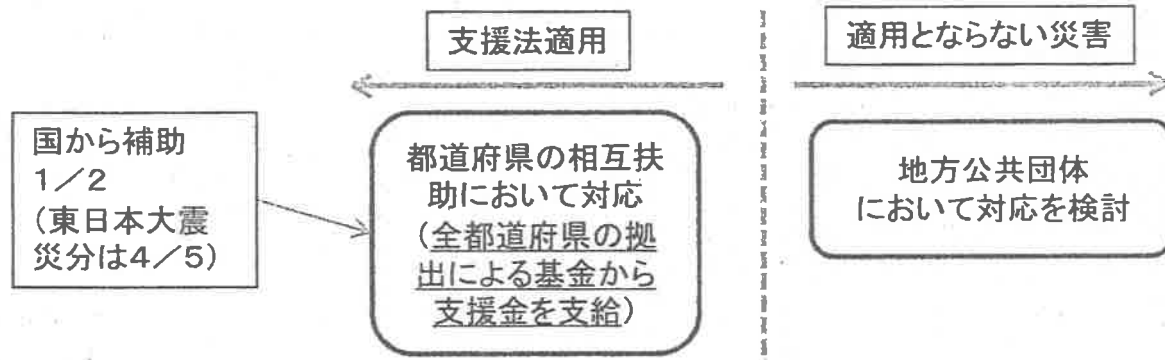


# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

# 令和元年台風19号による災害で被害を受けた皆様へ

## (保険年金課)

令和元年台風19号により、被害を受けた方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。上尾市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度、国民年金の被保険者の支援内容について、お知らせします。

### 1 医療に係る支援の概要（詳細につきましては、各担当にお問い合わせください。）

		対象者	必要書類	担当課（連絡先）
国民健康保険	国民健康保険税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、居住する住宅又は家財に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印	保険年金課 資格課税担当 1階⑪番窓口 048-782-6471
	一部負担金の徴収猶予及び減免	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合	<input type="checkbox"/> 一部負担金減免申請書 <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 ※被災日以後に既に医療機関に一部負担金を支払済の場合は、領収書が必要です。	保険年金課 給付担当 1階⑪番窓口 048-782-6481
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、居住する住宅又は家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 認印	保険年金課 高齢者医療担当 1階⑫番窓口 048-775-5125
	一部負担金の徴収猶予及び減免	住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合	※医療機関の窓口で対象者（左記）である旨をご申告ください。	

※上記の医療保険以外の方は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

### 2 国民年金保険料の免除の概要（詳細につきましては、担当にお問い合わせください。）

	対象者	必要書類	担当課（連絡先）
国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅又は家財等に著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 免除申請書 <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 被災状況届 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印	保険年金課 国民年金担当 1階⑬番窓口 048-775-5137

※免除申請書、被災状況届は市役所⑬番窓口および日本年金機構 HP からダウンロードできます。

## 災害援護資金の貸付について（ご案内）

災害により、世帯主が負傷または住居、家財等に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方は、災害援護資金の貸付けが受けられます。

【対象者】世帯主が負傷または住居、家財等に被害を受けた方

- (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養におおむね1月以上を要する場合
- (2) 家財の3分の1以上の損害を受けた場合
- (3) 住居が半壊又は全壊した場合

※住居が借家の方は、全壊／半壊の判断が部屋毎となる場合があります。

【貸付限度額】

- ・世帯主の1月以上の負傷がある場合は150万円
- ・家財の3分の1以上の損害がある場合は150万円
- ・住居が半壊した場合は170万円（※250万円）
- ・住居が全壊した場合は250万円（※350万円）
- ・住居の全体が滅失もしくは流失した場合は350万円
- ・世帯主の1月以上の負傷かつ家財の3分の1以上の損害がある場合は250万円
- ・世帯主の1月以上の負傷かつ住居が半壊した場合は270万円（※350万円）
- ・世帯主の1月以上の負傷かつ住居が全壊した場合は350万円

※被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合

【所得制限（市民税における前年の世帯の総所得金額）】

- ・世帯人数が1人の場合は220万円
  - ・世帯人数が2人の場合は430万円
  - ・世帯人数が3人の場合は620万円
  - ・世帯人数が4人の場合は730万円
  - ・世帯人数が5人以上の場合は、1人増加するごとに730万円に30万円を加算した額
- ※その世帯の住居が滅失した場合は1270万円

【貸付利子】

- ・保証人を立てる場合は無利子
- ・保証人を立てない場合は年1.5%（ただし、据置期間中は無利子）

【償還期間】10年（据置期間は3年）

【償還方法】

- ・年賦、半年賦または月賦償還
- ・元利均等償還（ただし、繰上償還可能）

（担当）上尾市役所健康福祉部 福祉総務課  
電話：048-775-5118（直通）

## 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

### ◆ 制度概要 ◆

#### 【趣旨】

災害救助法は、非常災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

住宅の応急修理とは、災害のため住居が被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度である。

【対象者】以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 原則、半壊、大規模半壊又は、一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと  
※自らの資力では修理できない方  
※全壊の場合でも、修理することで住めるようになる場合は対象
- ② 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること  
※現在、避難所等（親戚宅、自宅の2階、URの一次無料入居等を含む）で避難生活を送っている方
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

#### 【住宅の応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施

#### 【手続きの流れ】

- ① 被災者から上尾市に応急修理の申込み  
↓
- ② 上尾市が被災者に業者をあっせん  
↓
- ③ 被災者は見積により業者の選定  
↓
- ③ 上尾市から業者に修理依頼  
↓
- ⑤ 業者による応急修理  
↓
- ⑥ 修理完了後、業者は上尾市に工事完了報告書を提出  
↓
- ⑦ 上尾市は工事の完了を確認し、応急修理に要した費用（限度額有）を業者に支払う

【問合せ先】上尾市建築安全課 TEL 048-775-8490

# 災害廃棄物の受入れについて

令和元年10月23日 西貝塚環境センター

781-9141

この度の水害の被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。災害廃棄物の受入れについて、西貝塚環境センターでは、下記のとおり取り扱いますので、よろしく願いもうしあげます。

## 1 分別の徹底について

災害廃棄物を整理する場合にも分別の徹底をお願いします。

可燃物・木材・金属・陶器類・ガラス・畳・小型家電  
家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

※事業系の災害ごみは、西貝塚環境センターにご相談ください。

## 2 持ち込みの受入れについて

- ・午前8時45分～11時30分 午後1時～4時15分（土日を除く）
- ・一旦、西貝塚環境センター管理棟で災害廃棄物であることを伝えて、受付をしてください。災害廃棄物に限り無償となります。
- ・その後は、計量後、係員の指示にしたがってください。

## 3 直接持ち込めない災害廃棄物について

上記の分別に従って、事務区の指示により仮置き場に置いてください。

後日、西貝塚環境センターで回収にお伺いします。

※仮置き場におけるのは、災害廃棄物のみです。日常の生活ごみは通常の集積所におだしてください。

※災害廃棄物仮置場は10月30日をもって閉鎖いたします。(10/29まで利用可)

## 4 家屋の解体について

被災家屋が全壊と診断され、解体を予定されている場合は、あらかじめ西貝塚環境センターにご相談ください。

## 令和元年台風第19号により住宅に被害を 受けられた方へのお知らせ

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。一時避難又は転居のために入居手続きを行う方は、各種証明書の手数料が無料となりますので、お問合せ下さい。

### 1. 対象となる方

市内在住で令和元年台風第19号により住宅に甚大な被害を受け、一時的な避難（県営住宅、UR都市機構など）又は転居のため、入居手続きを行う方

### 2. 受付期間

10月12日（土）から11月30日（土）まで

### 3. 受付窓口

- ・証明書発行センター（市役所1階）
- ・各支所・出張所

### 4. 交付手数料免除となる証明書

・一時的な避難又は転居のため、入居手続きを行う際に必要となる各種証明書（住民票など）

### 5. お持ちいただくもの

- (1) ご本人様を確認させていただく書類（運転免許証、保険証など）
- (2) り災証明書（または、り災届出証明書）
- (3) 入居に係る資料等

※上記書類をお持ちでない方は、受付窓口にお申し出ください。

### <お問合せ先>

上尾市証明書発行センター（電話：048-783-4940）

## 台風19号により被災された地域のお客様に対する支援措置について

このたびの台風19号により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本はこのたびの台風19号に伴い、災害救助法や避難指示・避難勧告による避難、当社の設備故障などの事由により、当社電気通信サービスを24時間以上ご利用いただけないお客様を対象に、以下の支援措置を実施します。

今後お客様への支援措置について、自治体様などと連携のうえ随時実施してまいります。

1. 電話・フレッツ光（光コラボレーションモデル含む）等の電気通信サービスの基本料金等の取扱い  
下表のとおり基本料金等<sup>※1</sup>を無料とします。

対象	無料期間
災害救助法が適用された地域にお住まいで、避難される等の事由により実態的に当社のサービスがご利用できなかったお客様（お客様からのお申し出が必要です）	実態的に電話・フレッツ光等がご利用できなかった期間 <sup>※2</sup> （最大4ヶ月）
避難指示・避難勧告が発令された地域にお住まいのお客様	避難指示・避難勧告が発令されてから解除までの期間 <sup>※2</sup>
当社の設備故障が原因で、電話等が利用できなかったお客様	故障発生から回復までの間 <sup>※2</sup>

※1：回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

※2：ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。（例：30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします）

2. 移転工事費の取扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客様からのお申し出に基づき、無料とします。

\*他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

\*口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。